

令和2年3月長浜市教育委員会定例会 会議録

I. 開催事項

1. 開催日時

令和2年3月30日（月） 午後1時30分～午後3時40分

2. 開催場所

教育委員会室（長浜市八幡東町632番地 長浜市役所5階）

3. 出席者

教育長	板山 英信
委員	井関 真弓（教育長職務代理者）
委員	西橋 義仁
委員	廣田 光前
委員	美濃部俊裕
委員	宮本 麻里

4. 欠席者

なし

5. 出席事務局職員

教育部長	米田幸子
次長兼教育総務課長事務取扱	岩田健
次長	横尾博邦
教育改革推進室長	土田康巳
教育指導課長	伊藤浩行
すこやか教育推進課長兼学校給食室長	大田久衛
幼児課長	大音洋
教育センター所長	野村幸弘
市民協働部歴史遺産課長	山岡万裕
市民協働部生涯学習文化課長	前嶋 誠
市民協働部生涯学習文化課担当課長	下司満里子
市民協働部学芸専門監	太田浩司
教育総務課長代理	今井健剛
教育総務課主幹	西川洋輔

6. 傍聴者

なし

II. 会議次第

1. 開 会

2. 議 事

日程第 1 会議録署名委員指名

日程第 2 会議録の承認

日程第 3 教育長の報告

日程第 4 議案審議

日程第 5 その他

3. 閉 会

III. 議事の概要

1. 開 会

教育長から開会宣言があった。

2. 会議録署名委員指名

西橋委員、美濃部委員

3. 会議録の承認

2月定例会・3月臨時会

特に指摘事項はなく、2月定例会及び3月臨時会の会議録は承認された。

4. 教育長の報告

教育長：教育委員のみなさま、1年間、長浜の子どもたちをお支えいただきまして、誠にありがとうございます。思えばこの1年間、本当にいろいろなことがあったと振り返っております。そのたびに、事務局と教育委員のみなさまが一体となって、困難に立ち向かうことができたのではないかと私なりに思っているところでございます。また困難な状況が続きますが、引き続き何卒よろしくお願ひ申しあげます。そして、1年間のご労苦に対しまして、高席からではございますが心からお礼申しあげます。誠にありがとうございました。

5. 議案審議

「議案第 24 号 議会の議決を経るべき教育関係議案について」は、人事案件であり、公にすることにより市民等の間に混乱を招くおそれがあることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定に基づき非公開としたい旨の発議が教育長よりあり、委員の全会一致で可決された。

議案第 3 号 令和 2 年度長浜市教育行政方針の策定について

教育長は事務局に説明を求め、各所属長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

井関委員：31ページに「地域に根ざしたスポーツ活動の推進」ということで2つあがっていますが、オリンピックが延期になったこともあり変更があるのかどうか教えていただきたいです。それと、その下にあるあざいお市マラソンやツーデーマーチについて、現状ではどのようにお考えなのか教えていただきたいと思います。

教育総務課長代理：只今、確認してまいりまして後ほど報告させていただきます。

西橋委員：2、3まとめて質問させていただきます。まず、「すこやか教育推進課（学校給食）」とあるのは、去年は「学校給食室」でした。こう変わったいきさつを教えていただきたい。それから、教育長の議会答弁にもあり、以前の教育委員会で教育長がお話になりましたが、「適応指導教室運営事業」がなくなりました。これは、「こどもサポートルームなないろ運営事業」に名前が変わったということでしょうか。それから、図書館について、去年は資料配送に300万円ほどの委託料がありましたが、今年はそれがあがっていませんが、そのことについて説明をお願いします。最後に、35ページの「職員ワークライフバランスの推進」ですが、成果目標等の表現がこれでいいのでしょうか。まったく知らない人が見たら誤解を与える表現になってはいないでしょうか。というのは「超過勤務時間、月45時間、年360時間を目標としつつ」ですが、45時間に達していないから超過勤務を45時間までしようというところを方をされてしまうので、「月45時間以内、年360時間以内」と改めたほうがいいのではないかと思います。そして、超過勤務時間の表現について、中央教育審議会では残業時間というところを方をしていると思います。その点について、説明をしていただきたいと思います。

すこやか教育推進課長：1ページについて、学校給食室の室が取れたことについてですが、令和元年度は課内室としてすこやか教育推進課内に学校給食室を置きまして実施機関である給食センターと連携を取りながら学校給食事業を進めてまいりました。令和2年度からは、グループ制から係制にすべてが変わりまして、係の中で責任をもって係長が決裁していくような制度になりましたので、課の中の学校給食室を廃止し学校給食係を作らせていただきました。後ほど制度改正の説明があるとは思いますが、室が取れたのは係制になったことによるものです。

西橋委員：室という呼び方はしないということなら、教育改革推進室はどのようなですか。

横尾次長：課の外にある室と中にある室と2通りありまして、教育改革推進室は課の外にある室となります。

すこやか教育推進課長：すこやか教育推進課の中に4つの係を作らせていただきまして、その中に学校給食係ができました。

教育センター所長：適応指導教室についてです。今まで使っておりました適応指導教室は学校復帰に向けて集団に適応させるというものでしたが、もっと幅広く子どもたちの一人一人をいかしながら社会的自立に向けて支援するということを目的に、こどもサポートルームなないろという名称にさせていただきました。このことについては後ほど議案第20号として出させていただきます。

西橋委員：適応指導教室という名称は一切使わないということですか。

教育長：県、国レベルの対外的なものについては使うことがあります。

生涯学習文化課長：図書の移動の件です。昨年12月にオープンしました長浜図書館には、旧長浜図書館の蔵書約30万冊を移設しております。移設に際しましては、コンピュータシステムを新しく変えました。ICタグを本に貼って移設をするという作業がありましたが、これは当初のイニシャルコストでしたから昨年度で終わったということです。

西橋委員：日常的に、例えば長浜図書館の本を浅井図書館で借りたいという場合、今までは長浜図書館から浅井図書館へ民間委託で本を運んでもらっていましたが、それがなくなったのかという質問です。

生涯学習文化課担当課長：そちらは継続して行っておりまして、物流の費用として確保しております。通常どおりどこの図書館でもお返しただけで、どこの図書館でも受け取っていただける仕組みは整えております。

教育長：休校中の図書館の様子を話していただけますか。

生涯学習文化課担当課長：学校が休校になったのを受けて、図書館では子どもたちが家で読書を楽しんでいただけるよう取り組みをさせていただきました。お孫さんを急に預かることになったおじいさん、おばあさんが何を借りればいいのかわからないというなかで、司書がしっかりと提案をしながらパックを借りていただく、おうちライフ応援パックを作らせていただきました。来館そのものは少し減っておりますし、滞在の方は少なくなっておりますが、貸出人数や貸出冊数はそれほど減っていないところを見ると、たくさん本を借りて自宅で読んでいただいているという感触です。しかし、図書館の役割は、みなさんに自由に本を選んでいただく、皆さんの求めに応じて図書を提供させていただくのが本来のサービスです。今のところ、対面で丁寧にさせていただくことができない、長い間調べ物や読書をしていただくことができない中での限られたサービスとしてこれをさせていただいています。今日が最後となりまして、4月以降は何か新しいことを考えながらお子さんの読書に資する活動をしていきたいと考えております。

教育指導課長：成果目標等の表記ですが、ご指摘のとおり「45時間以内、360時間以内」という方が伝わりやすいと考えます。誤解のない表記に努めたいと考えております。もう一点、超過勤務時間の表現についてですが、教員の在校時間、いわゆる学校の中にいる時間が確実に把握できることから、超過勤務

の目安になっていますのでそう表記しています。

西橋委員：変形労働時間制というものも出てきます。来年にはそのことにも触れてもらえるといいと思います。

教育長：先ほどの井関委員のご質問について、事務局から報告してください。

教育総務課主幹：31ページです。コロナの影響により何か変更があるかというご質問ですが、ツーデーマッチは中止の方向で検討されていると聞いております。そのほか大会ごとに実行委員会等を設けておりまして、今後、状況に応じて検討するという段階で、今何か決まっているということはないとのことでした。令和6年に開催される国民スポーツ大会の関係については、今のところ国や県からの連絡はないということで状況を見ながら判断していく状況ということでした。

その他に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案を一部修正し決定された。

議案第4号 長浜市教育委員会事務局組織規則及び長浜市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について

議案第5号 長浜市教育委員会事務処理規程の一部改正について

議案第4号及び第5号は関連する議案のため、教育長は事務局に一括して説明を求め、岩田次長から説明があった。

特に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

議案第6号 長浜市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則等の一部改正について

議案第7号 長浜市長浜城歴史博物館管理規則等の廃止について

議案第8号 長浜市埋蔵文化財の保護に関する指導要綱の廃止について

議案第9号 長浜市長浜城歴史博物館事務処理規程等の廃止について

議案第6号から第9号は関連する議案のため、教育長は事務局に一括して説明を求め、岩田次長から説明があった。

特に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

議案第10号 長浜市教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規則の制定について

教育長は事務局に説明を求め、教育指導課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

西橋委員：76ページの報酬額ですが、昨年度と比べてどうですか。

教育指導課長：変更ございません。

その他に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

議案第 11 号 長浜市外国語指導助手任用規則の制定について

教育長は事務局に説明を求め、教育指導課長から資料に基づき説明があった。

特に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

議案第 12 号 長浜市青少年育成推進員設置等に関する規則の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、生涯学習文化課長から資料に基づき説明があった。

特に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

議案第 13 号 長浜市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の制定について

教育長は事務局に説明を求め、幼児課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

教育長：預かり保育の申し込み状況はどうですか。

幼児課長：90人ほどの方が申し込まれています。各園15人という定員を設けておりますが、北幼稚園そして神照幼稚園が定員いっぱいとなっています。

教育長：当初の目標は達成できたと考えてよろしいですか。

幼児課長：はい。

その他に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

議案第 14 号 長浜市立学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、教育指導課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

教育長：今までもこういう形でやってきたが、今回明記したということですか。

教育指導課長：はい、そういうことで追記させていただきました。

井関委員：これまでは、学校運営協議会では人事のことに言えないという理解をしていました。

教育指導課長：そういうことでこれまで来ていましたが、きちっと明記されていなかったため追記いたしました。

井関委員：こういう文言が入ることで、特定の個人以外のことは人事に言えることになってしまわないでしょうか。結局のところ、担任の先生のことなど個人のことになって人事評価に影響しないかと懸念しました。

教育指導課長：学校運営協議会という制度自体が、地域の学校として人事にかかわることも含めてトータルの中で進めていくべき制度であると思います。しか

し、個々にかかわった意見が出ますと本市の趣旨を損なってしまいますので、あえて付け加えさせていただいています。

井関委員：今回、個人にかかわること以外はできるとなってしまうですね。

教育指導課長：そういうことになります。

美濃部委員：例えば音楽の先生がいて、この先生はだめだとか言うのではなく、学校として音楽をもっと充実したものにしたいときに、音楽の先生を充実させるような人事配置を考えてもらえないですかと協議会から言えるという感じではないでしょうか。

教育指導課長：学校運営協議会制度の中では、個人に関する以外であればどういう学校づくりをしたいかということについて、校長を通じて教育委員会に申し出ることができることになります。

井関委員：現状の批判ではなく、将来的なことを含めて言うということですか。

教育指導課長：そこが学校運営協議会の本来の目的かと思えますので、そういう方向性かと思えます。

西橋委員：第3項の協議会は校長の意見を聴取するというのはどうかと思えます。

教育長：学校運営協議会の委員さんは何をするのか、学校を支援するためのボランティアを充実させればそれでいいのかということで、どの学校運営協議会も試行錯誤をして長浜市では現在の状態となっています。しかし、学校運営協議会の委員さんが年間数回学校で子どもたちの様子を見て、それで学校経営や学校教育目標に対して意見を持ってくださいというのは難しいことから、次の段階を想定していく必要があります。そう考えたときに、もう少し役割を絞った方がいいのではないかとというのが学校支援地域本部です。今回の改正につきましては、そのあたりも視野に入れながら人事に関しては別の扱いですということとを明記して、逆に言うと明記しておかなければそれとも言えることになるため整理させていただいたところです。

その他に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

議案第15号 長浜市学校給食会規則の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、すこやか教育推進課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

井関委員：昨年、長浜南幼稚園を園訪問させていただいて、園児数について大変心配いたしました。認定こども園となって希望者はどのくらいおられるのでしょうか。

幼児課長：新しく入園される方が昨年は1人であったところが13人ということで、この調子でいっていただければ園児数は確保していけると思います。

教育長：新入園はそうですが、4歳児、5歳児については他園からたくさん来ら

れたということではありません。来年、再来年についても幼児課には努力して
いただいて、入園待ちの状態にさせていただくよう努めてください。

その他に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

議案第 16 号 長浜市立幼稚園の管理運営に関する規則及び長浜市通園バス運行
管理規則の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、幼児課長から資料に基づき説明があった。

特に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

議案第 17 号 長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、すこやか教育推進課長から資料に基づき説明が
あった。

主な質疑応答は以下のとおり

教育長：給付限度額が上がるということと、入学前応援金を受けた人が損をしな
いように差額をお渡しするということですか。

すこやか教育推進課長：はい。

その他に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

議案第 18 号 長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、すこやか教育推進課長から資料に基づき説明が
あった。

特に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

議案第 19 号 長浜市児童生徒遠距離通学扶助費支給要綱の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、すこやか教育推進課長から資料に基づき説明が
あった。

主な質疑応答は以下のとおり

教育長：追加した永原小学校でバスに乗るのは1人ですか。

すこやか教育推進課長：はい。

その他に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

議案第 20 号 長浜市適応指導教室実施要綱の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、教育センター所長から資料に基づき説明があっ
た。

主な質疑応答は以下のとおり

教育長：この名称はどのように決めたのですか。

教育センター所長：センターに関係する保護者と子ども約70人に希望を聞いて決定いたしました。

教育長：名称を変えたことで、それでよいとはまったく思っておりません。ここから球を蹴り始めるということです。この先のことは未知数でございますが、目標をしっかりと定めて取り組む所存です。

その他に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

議案第21号 長浜市公立学校職員の職務及び服務に関する規程の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、教育指導課長から資料に基づき説明があった。特に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

議案第22号 長浜市社会教育委員の委嘱について

教育長は事務局に説明を求め、生涯学習文化課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

教育長：委員は何期でも再任できるのですか。

生涯学習文化課長：限度はありませんが3期ぐらいを目安としています。3期ですと6年です。

その他に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

議案第23号 長浜市図書館協議会委員の委嘱について

教育長は事務局に説明を求め、生涯学習文化課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

教育長：園、小・中学校は1人ずつですか。

生涯学習文化課長：はい。

その他に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

議案第24号 教育委員会の所属職員の任免について（会議非公開）

教育長は事務局に説明を求め、岩田次長から資料に基づき説明があった。

特に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり同意された。

6. 協議・報告事項

(1) 長浜市外国語指導助手住居費補助金交付要綱の制定について
教育指導課長から資料に基づき説明があった。

(2) 長浜市財務規則の一部改正について
すこやか教育推進課長から資料に基づき説明があった。

(3) 長浜市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正について
幼児課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

教育長：国から長浜市に直接お金が入って来るといいますか。

幼児課長：はい。

教育長：保護者の方からはお金をいただかないということですね。

幼児課長：そうです。

(4) 長浜市保育士等宿舎居住支援事業補助金交付要綱の一部改正について
幼児課長から資料に基づき説明があった。

(5) 長浜市民間認可保育所及び認定こども園運営補助金交付要綱及び長浜市病
児保育施設整備費等補助金交付要綱の一部改正について

幼児課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

教育長：新型コロナウイルス感染症対策として何か購入するときに補助の対象に
なるということですか。

幼児課長：そうです。

教育長：休校措置のときに、民間園にマスクを配布したことについて報告してく
ださい。

教育部長：2月28日に学校休業が決定しました。それを受けて、幼、保、認定
こども園は開業しなさいということでしたので、その対策としてマスクが必要
となりました。しかし民間園も購入しようにもそのすべがないという状況でし
たので、長浜市が持っております子ども用、おとな用100枚ずつですが民間
園にお配りし助け合う活動をいたしました。市にはそれ以上のマスクがなかつ
たので枚数はそれだけでしたが、民間園には大変喜んでいただきました。

(6) 長浜市議会3月定例会一般質問答弁要旨について

主な質疑応答は以下のとおり

美濃部委員：ICTの整備についてですが、来年度のタブレット等の導入につい
てはどのように進捗するのかお聞きしたいです。

すこやか教育推進課長：第1次整備計画に基づいて今まで進めてきましたが、国

のG I G Aスクール構想により、1人1台の端末を使っただけの状態を令和2年度から5年度の4年間で作りあげるよう、その整備計画を見直す検討がされているところです。タブレットになるか端末になるかは、現場の先生方の意見も聞きながら検討されています。

美濃部委員：令和2年度の計画はどのようなのですか。

すこやか教育推進課長：国のロードマップでは、令和2年度は小学5～6年生、中学1年生に導入することになっており、長浜市でもその学年に入れたいという思いで計画を練っていただいています。

教育長：令和2年度の当初予算ではなく補正予算対応で無線LANの整備を早急に行います。そして、端末・タブレットの整備に取り掛かります。1年後では、まだ使いこなしている状況ではないことを危惧していますが、少なくとも全小中学校の計画している学年には無線LAN、端末・タブレット等が配備されるスピード感で取り組んでいるところです。大型提示装置は計画どおりいっていますか。

すこやか教育推進課長：令和元年度と令和2年度で小学5～6年生と中学1～3年生全クラスに大型提示装置を整備するという進めています。令和元年度は予定どおりできましたので、令和2年度は中学校の分を整備することになります。

教育長：新型コロナが落ち着いてからになります。大型提示装置等を使って授業をしているところを教育委員のみなさんにも見ていただければと思います。

美濃部委員：ALTについて長浜市は早くから予算化し取り組んできましたが、外国語教育の関係予算は減ってきているのでしょうか。

教育指導課長：小学校高学年についてはJTEという日本人で英語が堪能な方を任用するなかで、英語教育を進めています。ALTについては、ジェットと民間とで合計15人となっております。縮小の方向で考えているところです。

美濃部委員：長浜市で英語予算を一番確保されていた時からは大分減っているのですか。

教育指導課長：人数としては3分の1くらいになっています。

教育長：取組当初は1校2人くらいいました。それから比べると減っています。自治体国際化協会のジェットプログラムにより学校に来ていただくという国からの交付税措置が受けられるということがありましたが、民間委託にするとそれがありません。この3学期に未来プロジェクトの懇話会の方と英語の授業中心に小中学校をまわったのですが、ICT機器の導入によって英語授業のやり方自体も大きく変わる可能性があると感じました。例えばALTと生徒との英語の会話練習も、個々の習熟度に応じて行う方が能率的ですと文部科学省の調査チームのデータにも出ています。第2期の英語教育を検討すると言っていますので令和2年度の課題になると思っています。

井関委員：146ページの教育内容が残っていることへの対応についてですが、

学習は積み重ねかと思いますので、できなかったところを先に学習してから新しいところに入るのかと思っていましたが、そのあたりはどうでしょうか。

教育指導課長：まだの部分を夏にというものではございません。校長先生の意見も聞きながら一緒に進めていく必要があります。学校からは、朝の時間を使ったり、修学旅行が4月であった学校は準備などに使っていた時間や家庭訪問の時期を少し見直すことで時間を生み出すなど、基本的には4月、5月でと聞いています。休校期間は全体的にはまとめの学習に入っていますので、リカバリは十分可能であるという見通しを持たれています。現状では、土曜授業や夏休みの短縮という方法よりも今ほど申しあげた方法をとっていこうという方向です。

西橋委員：中学を卒業した子たちは休校になった時点で、学習は済んでいると思いますが、小学校を卒業した子たちはどうでしょうか。

教育指導課長：校種がまたがる部分は一番心配されていて、文部科学省からも確実に次につなぐようにと指示が出ているところです。特に大きくカバーが必要などころがあるとは、今のところ聞いていません。

教育長：教えたとはいえ定着や確認があるので、そのあたりは小中でしっかり連携するよう各校に対して確認していきたいと思えます。

西橋委員：課長の説明では各校の校長先生がきっちりやるという意気込みを持っていただいているということですが、塾に行っている子と行っていない子の差が問題になったとしても、長浜市ではこれだけやっていると言えるようにきっちりやっていただけたらいいと思えます。

7. その他

市民協働部学芸専門監及び歴史遺産課長から、歴史遺産課が所管している文化財保護、博物館等の事務について、4月より市長部局へ移管されることに伴いあいさつがあった。

8. 閉会

教育長から閉会宣言があった。

会議録署名人

令和 年 月 日
